最終更新日：2015年6月29日
株式会社藤商事
代表取締役社長　松元　邦夫
問合せ先：経営企画本部　広報・IR室
証券コード：6257
http://www.fujimarukun.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、企業理念である「お客様の繁栄を売ろう ～より良い稼働 より高い信頼～」を追求し継続的な企業価値の向上を達成するためには、コーポレート・ガバナンスの機能の充実が最重要課題であると認識しております。
そのため、当社は経営の効率性および透明性を高めるため、企業を取り巻く環境の変化に迅速かつ適切に対応するための経営上の組織体制や仕組みの整備、その他必要な施策の実施を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
松元　邦夫	6,656,000	27.28
松元　正夫	6,562,600	26.90
株式会社松元ホールディングス	2,900,000	11.89
釣谷　香揚子	700,000	2.87
吉田　嘉明	501,500	2.06
サン電子株式会社	290,800	1.19
藤商事従業員持株会	267,300	1.10
松元　恵子	260,000	1.07
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	223,815	0.92
株式会社SBI証券	215,200	0.88

支配株主（親会社を除く）の有無	松元　邦夫、松元　正夫
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主との取引については、一般の取引と同様に適正な条件で行うことを基本方針とし、当社の意思決定機関である取締役会において、取引の内容および妥当性について審議を経て取引の可否を判断することとし、少数株主に不利益を与えないよう適切に対応いたします。
なお、提出日現在において、支配株主等との取引はありません。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
坪本　浩一郎	公認会計士											○
川添　嗣夫	税理士											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
坪本　浩一郎	○	独立役員に指定しております。 なお、当社株式2,000株を保有する以外は、当社との間に特別な関係はありません。	会計の専門家であり、また、当社の事業内容等を熟知しており、当社の経営全般に的確な助言をいただくため。 【独立役員として指定している理由】 同氏は独立性の基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれが無いと判断し、独立役員に指定しました。
川添　嗣夫	○	独立役員に指定しております。 なお、当社株式2,000株を保有する以外は、当社との間に特別な関係はありません。	税務の専門家としての幅広い見識に加え、当社での過去5年間の社外監査役としての経験を経営に活かしていただくため。 【独立役員として指定している理由】 同氏は独立性の基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれが無いと判断し、独立役員に指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

事業年度の会計監査の開始にあたり、監査役会は会計監査人から監査計画概要書を入手し、計画内容に関して会計監査人と意見交換を実施しております。また、会計監査には常勤監査役が随時同席しております。
さらに、年度決算および第2四半期決算においては、会計監査人から監査の概要および結果報告を受け、当該報告について意見交換を行っております。
また、監査役と内部監査室は、常時意見交換を行える体制としているほか、内部監査室における監査結果については、随時報告を受け、当該報告について意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
水嶋　延和	他の会社の出身者										△			
川西　耕司	他の会社の出身者													
堀　弘二	弁護士													○
川島　育也	公認会計士										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
水嶋　延和	○	独立役員に指定しております。 なお、同氏は平成20年まで、当社の取引銀行である株式会社みずほ銀行に在籍しておりました。	当社のコーポレート・ガバナンスの強化の一環として、金融機関出身であるその専門知識と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため。 【独立役員として指定している理由】 同氏は当社の取引銀行である株式会社みずほ銀行に在籍し、それ以降は当社と取引の無

			い会社に在籍しておりました。 取引銀行を退職後相当期間を経過しており、一般株主と利益相反が生じるおそれが無いと判断し、独立役員に指定しました。
川西　耕司	○	独立役員に指定しております。	当社のコーポレート・ガバナンスの強化の一環として、金融機関出身であるその専門知識と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため。 【独立役員として指定している理由】 同氏は独立性の基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれが無いと判断し、独立役員に指定しました。
堀　弘二	○	独立役員に指定しております。 なお、当社株式2,000株を保有する以外は、当社との間に特別な関係はありません。	当社のコーポレート・ガバナンスの強化の一環として、法律の専門家という立場での助言を得るため。 【独立役員として指定している理由】 同氏は独立性の基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれが無いと判断し、独立役員に指定しました。
川島　育也	○	独立役員に指定しております。 なお、同氏は平成21年まで、当社の会計監査人である新日本監査法人（現　新日本有限責任監査法人）に在籍しておりました。	当社のコーポレート・ガバナンスの強化の一環として、会計の専門家という立場での助言を得るため。 【独立役員として指定している理由】 同氏は当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人に在籍しておりましたが、退職後相当期間を経過しており、一般株主と利益相反が生じる恐れが無いと判断し、独立役員に指定しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	6 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現在は、取締役へのインセンティブ付与について、必要という認識はありません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

第50期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の取締役の報酬額は、597百万円（うち社外取締役12百万円）であります。
なお、報酬等の総額が1億円以上である者につきましては、有価証券報告書で個別開示を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方針の開示内容

＜取締役の報酬＞
1．基本報酬
取締役の基本報酬は、賞与との報酬総額が、株主総会で決議いただいた報酬限度額の範囲内で支給することとし、それぞれの取締役の職務と責任および実績に応じて、取締役会で決定することとしております。
2．賞与
取締役の賞与は、基本報酬との報酬総額が、株主総会で決議いただいた報酬限度額の範囲内で支給することとし、当該事業年度の業績に応じた支給総額を算定し、株主総会の決議事項としております。
また、個別の支給額は、取締役会で決定することとしております。
なお、社外取締役につきましては、経営に対する独立性を維持していただくため、賞与は支給しておりません。

＜監査役の報酬＞
1．基本報酬
監査役の基本報酬は、株主総会で決議いただいた報酬限度額の範囲内で、それぞれの監査役の職務と責任に応じた報酬額を監査役の協議によって決定することとしております。
2．賞与
監査役の賞与は、その職務内容から支給しておりません。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役および社外監査役をサポートする部署は設置しておりませんが、総務部を中心に適宜協力しております。また、必要な情報については、タイムリーに提供できる体制を整えております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

＜取締役会＞
取締役会は、原則月2回開催し、経営上の重要な意思決定や業務執行の監督を行っており、必要に応じ臨時取締役会が随時開催できる体制を整えております。
また、効率的な業務執行を行うため、執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役3名を含む9名で構成され、取締役会に同席し、取締役会での意思決定に従い迅速な業務執行につなげる体制を採っております。

＜監査役監査、監査役会＞
監査役監査は、常勤監査役が中心となり、取締役会に出席し取締役の職務執行について監査を行うほか、社内の重要な会議にも適宜出席し、経営全般にわたり監視機能を強化しております。
監査役会は原則月1回開催され、監査役間での情報交換を緊密に行い、経営監視機能の充実を図っております。

＜内部監査＞
内部監査は、全部署および関係会社を対象に監査を行っており、監査結果については、随時関係取締役および監査役に報告しております。また、監査結果に基づき改善事項の指摘・指導などを行うとともに、改善の進捗状況についても随時報告しております。

＜会計監査＞
会計監査は新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。
なお、当社の監査業務を執行した公認会計士の氏名等および監査業務にかかる補助者の構成は以下のとおりであります。

・業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名および継続監査年数
指定有限責任社員 山本 操司 新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 笹山 直孝 新日本有限責任監査法人
※継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。
・監査業務に係る補助者の構成 公認会計士7名 その他11名

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、企業理念である「お客様の繁栄を売ろう～より良い稼働 より高い信頼～」を追求し、継続的な企業価値の向上を達成するためには、コーポレート・ガバナンスの機能の充実が最重要課題であると認識しております。
そのため、経営の効率性および企業を取り巻く環境の変化に迅速かつ適切に対応するため、執行役員制度を導入しております。
また、当社では、経営の透明性を高めるため、専門性および独立性の高い社外取締役・社外監査役を選任することで、監視・監督機能の強化を図っております。同時に、監査役会、会計監査および内部監査との連携を密にすることで、チェック機能をさらに強めております。
これらにより、効率性および透明性を高めた経営が実現できると判断し、現体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避した開催日を設定しております。なお平成27年３月期にかかる定時株主総会は、６月25日（集中日は６月26日）に開催しました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券取引所、証券会社等の主催する個人投資家向け説明会に参加しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度・第２四半期決算時に決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトにて、決算・適時開示資料などを掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画本部　広報・IR室をIRに関する部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーの立場を尊重するため、コンプライアンス規定を制定しております。 また、具体的な行動基準として、同規定において行動規範を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	社会貢献活動として、地域の清掃活動などに積極的に参加しております。
その他	＜女性の活躍の方針・取組に関して＞ 当社では、仕事と育児を両立させ、長く働き続けられる環境整備を行っており、育児休業制度や育児短時間勤務制度等の充実および積極的な活用を推進しております。また、今後、女性社員の管理職や役員登用に向けて、男女を問わず優秀な人材の育成に努めてまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムの整備に関する基本方針

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確立するための体制
(1)当社は法令遵守および倫理尊重(以下「コンプライアンス」)が、企業が存立を継続するために必要不可欠であることを認識するとともに、職務執行上の最重要課題であると位置付け、企業理念に基づく「行動規範」を制定し、代表取締役がその精神を、継続的に啓蒙し、すべての役職員がこれを遵守することを求める。
(2)コンプライアンスに関する総括責任者を管理本部長とし、総務部がコンプライアンス体制の構築・維持・整備にあたる。
(3)当社は、内部監査室を設置し、内部監査室が定期的に実施する内部監査を通じ、すべての業務が法令、定款および社内諸規定に準拠して適正・妥当かつ合理的なものであるかどうか、また会社の制度・組織・諸規定が適正かつ妥当であるかを調査・検証するものとし、その結果を代表取締役および取締役会に報告する。
(4)コンプライアンス上、疑義ある行為などコンプライアンスに関する相談・通報窓口を社内外に複数(社外弁護士を含む)設置し、内部通報制度を運営するものとする。
(5)取締役会は、コンプライアンス体制の点検を適時実施し、適正な維持に努める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規定」・「情報管理規定」等に基づき、その保存媒体等に応じて適切・確実に、かつ検索および閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)リスク管理に関する総括責任者を管理本部長とし、各部門においては、予見されるリスクの識別と分析を行い、部門ごとのリスク管理体制を明確化し、総務部が全社的なリスクを統括管理する。
(2)監査役および内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役および取締役会に報告する。
(3)不測の事態が発生した場合、「緊急事態対策規定」に基づき、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例取締役会を原則として月2回開催するほか、必要に応じ、臨時にこれを開催するものとする。
(2)取締役会は、年次経営計画および中期経営計画を策定し、当社が達成すべき目標を明確化し、各担当取締役より各部門の業務目標に対する進捗状況を定期的に取締役会で報告させ、目標達成のための対応を随時検討・実施する。

5. 次に掲げる体制その他の当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制。
(2)当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制。
(3)当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制。
(4)当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制。
当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、「関係会社管理規定」に基づき、主要な子会社等について、定期的な事業内容の報告および監査の実施などを含む適切な経営管理を行うとともに、当社と共通認識をもったコンプライアンス体制の構築を図る。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、監査役の職務を補助する使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重したうえで行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。
なお、監査役補助を兼任する使用人は、監査役の職務を優先して従事する。

7. 当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1)監査役は、取締役会のほか経営上重要な会議に出席し、取締役から業務執行状況の報告を受ける。
(2)当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、取締役の職務執行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、内部監査状況に関する報告、内部通報制度に基づき通報された事実、その他監査役監査のため求められた事項を当社の監査役に報告する。
(3)前号の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けない体制を整備する。
(4)監査役は、重要な稟議書および報告書等について、閲覧し、必要に応じて内容の説明を受ける。

8. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)取締役は、監査役監査の重要性と有用性を十分に認識し、円滑で効率的な監査役監査を実現するための環境整備を行う。
(2)代表取締役は監査役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題のほか監査上の重要課題、監査役監査の環境整備等について意見を交換する。
(3)監査役は、会計監査人と、両者の監査業務の品質および効率を高めるため緊密な連携を図る。
(4)内部監査部門である内部監査室ほか法令等遵守を担当する部門は、監査役と定期的に会合を持ち、対処すべき課題等について意見を交換する。
(5)監査役会が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士その他の外部有識者を任用することができる。
(6)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

9. 財務報告の信頼性確保のための体制
(1)当社は、当社および当社子会社等からなる企業集団の財務報告を適時・適切に行うものとし、その内容の信頼性を確保することを最重要視する。
また、財務報告の信頼性を実現・維持するため、金融商品取引法が規定する内部統制報告制度に適切に対応するものとする。
財務報告の信頼性を確保するための体制を整備するとともに、その整備・運用状況を定期的に評価し、常に適正に維持する。
(2)会計処理に関して、会計基準その他関連法令等を遵守し、あわせて「経理規定」をはじめ社内関連諸規定を整備し、遵守するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1)当社および当社子会社は、公共の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体からの不当な要求を一切排除する。

（2）当社および当社子会社は、反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で臨み一切の関係を遮断することを「行動規範」に明文化し、役職員に周知徹底する。
また、取引に際し、反社会的勢力・団体に該当するかの調査などを実施し、未然の防止を図る。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

1. 情報開示体制に対する基本方針
当社は、会社情報を適切に管理し、公正かつタイムリーな開示を行うことを役職員の行動基準として「藤商事行動規範」に定めております。この基準に基づき、株主をはじめとした会社関係者および社会に対し、公正かつ適時、適切な情報開示を行うことを基本方針としております。

2. 情報の収集・開示の判定
当社では、証券取引所が定める適時開示規則により開示が必要とされる会社情報をはじめ、社内で発生するさまざまな事実およびそれに関する情報については、管理本部に一元的に集約される体制を構築しております。
特に重大な緊急事態が発生した場合に対しては、社内規定である「緊急事態対策規定」に基づき、情報発生部署からの迅速かつ正確な情報収集および関連部署との速やかな協議による適時、適切な情報開示に努めております。
また、これらの組織的な管理体制とともに、業務遂行上、各種法令やコンプライアンスなどに抵触する問題や、抵触する恐れがあるものについて、従業員からの情報を管理本部が直接受け付ける制度を設けることにより、重要情報をいち早く把握する体制を整備しております。
情報開示責任者である管理本部長は、集約された情報について発生部門、または必要に応じて経理部・総務部・経営企画本部と協議し、開示の必要性および開示内容についての十分な検討を行います。開示の必要があると判断した際には、社長への報告および承認後、遅滞なく開示します。

